

# 税の申告

市県民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の申告は3月16日までに済ませましょう。

所得税の確定申告と納税の期限

**3月16日(月)**

個人事業者の消費税および  
地方消費税の確定申告と納税期限

**3月31日(火)**

税務課 市民税係

☎0978-62-3131(内線 121・128・129)

所得や収入の住民税申告は、税金や保険料などの金額を正しく算出するための基礎資料となる大切なものです。

期限までに申告をしないと、保育園の入園や金融機関からの融資、被扶養者認定などの際に必要な証明書を発行できない場合もあります。

また、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の軽減対象世帯の判定を行う際にも、対象世帯から除外されます。

申告会場や日程を確認のうえ、3月16日(月)までに必ず申告してください。

申告してください。



▼平成27年1月1日現在杵築市内に住んでいた人で、平成26年1月1日～12月31日までに所得(収入)のあった人。  
①営業・農業、不動産、一時所得などがあつた人  
②給与所得以外に所得があつた人

- ③給与収入はあるが、会社から市役所へ給与支払報告書が提出されていない人
- ④年金や給与支払報告書の内容以外に、社会保険料控除や医療費控除、扶養控除などを受けようとする人
- ⑤同一の世帯でない親族の住居・援助などで生活している人

【注】国民健康保険の加入者は、収入の有無に関係なく申告をしてください。

【注】所得税の確定申告をする人は、住民税申告をする必要はありません。

◆申告書にはA様式とB様式の2種類があります

A様式：営業や農業などの事業所得がある人・給与・年金・一時所得のある人などが対象です。

B様式：分離課税の譲渡所得や山林所得がある人が対象です。B様式を提出する人は、必ずA様式も提出してください。B様式は税務課で配布しています。

住民税申告に必要なもの



営業や事業所得のある人は：1年間の売上額、仕入額、必要経費等がわかる書類  
農業所得のある人は：作付品目・面積・市場等への出荷状況がわかる書類  
その他必要経費の領収書等  
給与収入のある人は：平成26年分の源泉徴収票  
または事業主の支払証明書  
年金収入のある人は：平成26年分の源泉徴収票  
医療費控除を受ける人は：医療費の領収書(医療費を受けた人)ごとに仕分けて、病院・薬局ごとに集計してお持ちください。

■印鑑  
■生命保険料・地震・(旧長期)損害保険料・社会保険料等の支払証明書  
■国民年金保険料の証明書  
平成26年中に納付した国民年金保険料の納付証明書または領収書が証明書類になります。再発行などは別府年金事務所(☎977-22-5111)

◆納付証明書が必要な人へ  
確定申告に必要な国民健康保険税・介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付証明書の発行は、税務課・山香振興課・大田振興課窓口で行っています。※証明料は無料です。  
この納付証明書は、口座振替や納入通知書など普通徴収で納めた金額を記載しています。年金からの天引きなど特別徴収の方法で納めた金額の納付証明書は、年金支払者から送付される源泉徴収票をご使用ください。

◆事業主の皆様へ

平成27年1月1日現在杵築市に住所があるまたは居住している人へ、平成26年中に給料・賃金・賞与などの支払いをした場合は、給与支払報告書を2部作成し、2月2日(月)までに税務課まで提出してください。

除で控除  
費療受けへ  
申告受様  
医を皆



【医療費控除の対象】

平成26年1月1日～12月31日の間に支払った医療費

【控除を受ける方法】

申告の際に、病院等の領収書の原本を持参してください。(確定申告書に添付した領収書は、原則として返却されません。)

領収書は「医療費を受けた人」ごとに仕分けをし、病院・薬局(い)に集計してください。(※円滑な申告受付を行うため、ご協力ください。)

◆高額療養費の支給申請をする場合

高額療養費の支給対象者で、確定申告で医療費控除をする予定の人は、先に高額療養費の支給申請をしましょう。

医療費控除同様、高額療養費の支給申請にも領収書が必要ですが、受付後に原本は返却されます。また、領収書の写しでも申請ができます。(杵築

## 出張申告カレンダー

下記の日程で出張受付をいたします。都合のよい場所・日程に申告してください。

| 期日      | 午前(9:00～11:30)        | 午後(13:30～16:00)         |
|---------|-----------------------|-------------------------|
| 1/26(月) | 守江公民館                 | 八坂地区公民館                 |
| 1/27(火) | 北杵築地区公民館              | 大内地区公民館                 |
| 1/28(水) | 東地区公民館                | 奈多公民館                   |
| 1/29(木) | 下波多方公民館<br>白木原老人軽作業所  | 下沓掛公民館<br>西俣水生活改善センター   |
| 1/30(金) | 小野地区集会所<br>永松生活改善センター | 笠口老人憩いの家<br>上沓掛農業支援センター |
| 2/2(月)  | 下公民館※2                | 下公民館※2                  |
| 2/3(火)  | 山浦地区公民館※2             | 山浦地区公民館※2               |
| 2/4(水)  | 山浦地区公民館※2             | 山浦地区公民館※2               |
| 2/9(月)  | 東山香地区公民館※2            | 東山香地区公民館※2              |
| 2/10(火) | 東山香地区公民館※2            | 東山香地区公民館※2              |
| 2/12(木) | 上地区公民館※2              | 上地区公民館※2                |
| 2/13(金) | 上地区公民館※2              | 上地区公民館※2                |
| 2/16(月) | 向野地区公民館※2             | 向野地区公民館※2               |
| 2/17(火) | 立石地区公民館※2             | 立石地区公民館※2               |
| 2/18(水) | 立石地区公民館※2             | 立石地区公民館※2               |
| 2/19(木) | 大田庁舎※1                | 大田庁舎※1                  |
| 2/20(金) | 大田庁舎※1                | 大田庁舎※1                  |
| 2/23(月) | 山香庁舎※2                | 山香庁舎※2                  |
| 2/24(火) | 山香庁舎※2                | 山香庁舎※2                  |
| 2/25(水) | 山香庁舎※2                | 山香庁舎※2                  |
| 2/26(木) | 山香庁舎※2                | 山香庁舎※2                  |
| 2/27(金) | 山香庁舎※2                | 山香庁舎※2                  |
| 3/2(月)  | 山香庁舎※2                | 山香庁舎※2                  |

## 申告受付日程

申告期限が間近になりますと、申告相談会場は大変混雑し、長時間お待ちいただく場合もあります。申告は早めにされることをおすすめします。

**2月16日(月)～3月16日(月)**  
9時～16時 ※土、日を除く

杵築市役所 本庁舎  
2階 大会議室 で受付けます。

※各地域の庁舎や地区公民館等では、左記「出張申告カレンダー」の日程で受付をいたします。

平成26年分の  
所得税・個人事業者の消費税・  
地方消費税・贈与税の申告

別府税務署 で受付けます。

申告書の記載相談も行います。

別府税務署(☎0977-23-2111)